

## スーパー定期＜単利型＞

平成26年1月6日現在適用中

|   |   |
|---|---|
| 1. 商品名<br>(愛称)                                      | 自由金利型定期預金 (M型) <単利型><br>(愛称: スーパー定期)  |
| 2. ご利用いただける方  | 法人および個人のお客さま  |
| 3. 預入期間   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定型方式<br/>1 か月、3 か月、6 か月、1 年、2 年、3 年、4 年、5 年</li> <li>・ 満期日指定方式<br/>1 か月超5 年未満</li> <li>・ 定型方式の場合は預入時のお申し出により自動継続 (元金継続または元利金継続) の取扱いができます。</li> </ul>  |
| 4. 預入方法<br>(1) 預入方法<br>(2) 預入金額<br>(3) 預入単位         | <p>一括預入</p> <p>1 円以上</p> <p>1 円単位</p>   |
| 5. 払戻方法   | 満期日以後に一括して払い戻します。   |
| 6. 利息<br>(1) 適用金利<br>(2) 利払頻度<br>(3) 計算方法<br>(4) 課税 | <p>預入時 (自動継続時を含む) の店頭表示の金利を満期日まで適用します。1 回の預入金額 3 0 0 万円未満と 3 0 0 万円以上で金額階層別金利を適用します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 預入期間 2 年未満のものは満期日以後に一括して支払います。</li> <li>・ 預入期間 2 年以上のものは、中間利払日 (預入日から満期日の 1 年前の応当日までの間に到来する預入日の 1 年毎の応当日) 以後および満期日以後に分割して支払います。なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率 (約定利率×7 0 %、小数点第 3 位以下切捨て) により計算します。</li> </ul> <p>付利単位を 1 円とした 1 年を 3 6 5 日とする日割計算 (円未満切捨て) により算出します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人の方は 2 0 . 3 1 5 % の源泉分離課税 (国税 1 5 . 3 1 5 %、地方税 5 %)、法人の方は総合課税 (非課税法人の場合は非課税) が適用されます。</li> <li>・ 個人の方でマル優適格の方はマル優の取扱いができます。</li> </ul> |
| 7. 手数料  | —   |
| 8. 付加できる<br>特約事項                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。<br/>(貸越利率は担保定期預金の約定利率に 0 . 5 0 % を上乗せした利率)</li> <li>・ 預入期間 2 年のものは中間払利息を定期預金とすることができます。</li> </ul>   |

## スーパー定期＜単利型＞

平成26年1月6日現在適用中

|                |   |
|----------------|---|
| 9. 中途解約時の取扱い   | <p>満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率により計算した利息とともに払い戻します。</p> <p>(1) 預入日の6か月後の応当日の前日までに解約する場合<br/>解約日における普通預金の利率</p> <p>(2) 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合</p> <p>6か月以上1年未満 預入日における店頭表示のこの預金の6か月もの利率×70%</p> <p>1年以上2年未満 預入日における店頭表示のこの預金の1年もの利率×70%</p> <p>2年以上3年未満 預入日における店頭表示のこの預金の2年もの利率×70%</p> <p>3年以上4年未満 預入日における店頭表示のこの預金の3年もの利率×70%</p> <p>4年以上5年未満 預入日における店頭表示のこの預金の4年もの利率×70%</p> <p>(小数点第3位以下は切捨てとします。ただし、その利率が解約日における普通預金の利率より低い場合は、解約日における普通預金の利率を適用します。)</p> <p>&lt;ご注意&gt;</p> <p>中間利払が行われている定期預金を中途解約する場合、既に支払われた中間払利息の合計額が中途解約利率により計算したお利息を上回ることがあります。このような場合には、中間払利息分が中途解約利息から差し引かれます。(中途解約時の受取利息が元金を下回る場合がございます。)ただし、トータルで受取ることができる利息はマイナスにはなりません。</p> |
| 10. その他参考となる事項 | 自動継続扱いでない場合の期日後利息は、解約日における普通預金金利により計算します。   |
| 11. 預金保険       | 本商品は預金保険の対象ですが、全額保護の対象ではありません。(預金保険制度により保護される他の預金と合計して、預金者1人あたり1金融機関毎に元本1,000万円までとその利息が保護されます。)   |
| 12. 指定紛争解決機関   | 一般社団法人全国銀行協会<br>連絡先：全国銀行協会相談室 電話：0570-017109  |

金利については窓口でお問い合わせください。